

社会福祉法人花巻東雲会 役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人花巻東雲会（以下「本会」という。）の定款第9条、定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、次の通り報酬を支給する。

- (1) 理事長に月額報酬を支給する。
- (2) 理事、監事及び評議員が法人及び施設業務のための出勤を行う場合は、日額報酬を支給する。
- (3) 理事会及び評議員会会議へ出席したときは、日額報酬を支給する。

(報酬の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬の額は、別表1による。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬額)

第6条 役員等の報酬額に対して、各年度の総額が別表2の範囲を超えないように支給する。

(報酬の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬の支給は、次の各号による。

- (1) 理事長の月額報酬は、毎月25日本人の指定する本人名義の金融機関口座振込とする。
- (2) 理事、監事及び評議員の日額報酬は、その都度現金で支給する。但し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第8条 役員等が、法人業務、職務のため市外出張する場合は、費用弁償する。

- 2 旅費を実費支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を費用弁償する。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成26年1月8日制定の社会福祉法人花巻東雲会役員等報酬規程は、この規程の実施をもって廃止する。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

区 分	報酬の種類及び金額	支給基準
理事長	業務報酬：月額 220,800円	月/96時間×時間単価 2,300円
	会議報酬：日額 5,000円	日/ 2時間×時間単価 2,500円
理 事	業務報酬：日額 6,000円	日/ 3時間×時間単価 2,000円
	会議報酬：日額 5,000円	日/ 2時間×時間単価 2,500円
監 事	業務報酬：日額 6,000円	日/ 3時間×時間単価 2,000円
	会議報酬：日額 5,000円	日/ 2時間×時間単価 2,500円
評議員	業務報酬：日額 6,000円	日/ 3時間×時間単価 2,000円
	会議報酬：日額 5,000円	日/ 2時間×時間単価 2,500円

- ① 役員等及び理事長報酬額算定にあたり、当法人の「給与規程・給与表」及び事業活動収益等を参考とした金額とする。
- ② 報酬単価の算出は、当法人の給与規程別表 1（第 10 条関係給与表）5 等級第 26 号より算出する。 $320,000円 \div 160時間（1か月の平均労働時間） = 2,000円（時間単価）$
役員等業務時間単価 2,000円、理事長業務時間単価2,300円、役員等会議報酬単価 2,500円
- ③ 理事長は、常勤理事として当法人を主たる勤務場所、月16日又は月96時間の勤務とし、月額報酬を支給する。但し、賞与は支給しない。
- ④ 役員等が法人及び施設業務のための出勤を行う場合、1日3時間とし日額報酬を支給する。
- ⑤ 役員等が理事会及び評議員会会議へ出席したときは、1回2時間とし日額報酬を支給する。但し、役員等が業務出勤時間内の会議報酬は支給しない。

別表 2

区 分	各年度の総額
理事長	2,800,000円
理 事	400,000円
監 事	300,000円
評議員	300,000円